

弁護士会議 第78回(平成23年6月)～第81回(平成23年7月)

第78回 平成23年6月15日(水)

会員の方からご提出いただいた年間収支や会員の方の経済的状況に関するヒアリング結果を参照しつつ「被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について検討しました。

第79回 平成23年6月28日(火)

「犯罪被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について、6月15日のバックアップ委員会で議論できなかった部分の検討をしました。

第80回 平成23年7月7日(木)

「犯罪被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について、6月15日及び6月28日で行った修正を踏まえ、引き続き議論を深めました。

第81回 平成23年7月19日(火)

同日行われた「経済的支援に関する検討会」の報告を踏まえ、「犯罪被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について議論を行いました。

会員の声

被害者の声を上げることの大切さ

匿名 H

夫は大阪の難波で土建会社を経営していましたが、弁護士事務所に破産整理の相談に行った帰り、待ち伏せしていた下請け業者に拉致され、1981年8月7日、その日のうちに殺害されました。

私は、破産整理の目途がつくまで、子供3人をつれて実家の秋田に戻っていましたが、夫が連れ去られた事をすぐには知りませんでした。2、3日後に知ることとなり、急いで子供を連れて大阪へ向かいました。それから毎日、炎天下の中、乳飲み子を負ぶい、2人の幼子の手を引き、あちこちの警察に相談に行きましたが、たらい回しでした。それでも3カ月あまり過ぎて犯人が捕まり、夫は犯人の供述通り山林に埋められておりました。身元が分からぬよう、顔面はメチャクチャにつるはしで殴られ、凄惨なリンチを受けて殺されたことが分かりましたが、事件のおきた30年前は、事件後、裁判がどうなったのか、犯人がどうなったのか知ることが難しく、新聞で知ったのみでした。

当時、私は36歳でしたが、住む家を失い、身を世間から隠すようにして親元へ帰りました。しかし2年ほどでそこからも出ることになり、それからの月日は、可笑しいこと面白いことがあっても、笑うこともできない苦しい日々でした。田舎では「何も悪いことをしていなければ、

そんな事件に遭うはずがない」という考え方が根深いため、私たち親子は事件に遭ったことを知られないように息を潜めるように生活しました。被害者は楽しいことがあっても、じっと悲しみの殻からではいけないと思いこんでいました。

夫を失い、0、3、4歳の3人の子供を抱えての生活は、経済的にも非常に苦しめられました。私たち犯罪被害者に対して、国がさしのべる手はあまりに細く頼りないものでしたから、泥の小舟に乗り真つ暗な荒れ狂う海を漂流しているような不安定なものでした。厚生大臣に対し、被害者に欧米並の救済制度(特に経済的な)を立法化するよう促す手紙を書こうかと思ったこともありました。少しずつ遅々としてではありますが、被害者の現状が世間に知られるようになり、国も重い腰をいくらかは上げましたが、とても十分とはいえません。

私は今年66歳になり、漸く事件の事を少しずつ語れるようになりました。そのようなときに、新聞である会の存在を知り、入会することとなりました。

何年経っても悲しさがなくなることはありません。そしてただ思うことは「夫にもう一度会いたい」と思うことのみです。

お知らせ

次回大会の告知

次回第12回あすの会大会・シンポジウムの日程・会場は下記を予定しております。詳細は決まり次第、お知らせいたします。

期日：2012(平成24)年1月22日(日) 会場：北の丸公園 科学技術館サイエンスホール

報道おぼえがき — 平成23(2011)年3月～7月

2011年 3月	4日	千葉地裁 東金女児殺害事件の殺人死体遺棄未成年 略取の罪に問われた男の訴訟能力責任能力の有無が争点になった判決で責任能力を認め懲役15年の判決
	10日	最高裁 94年愛知岐阜大阪で男性4人が殺害されたリンチ殺人で元少年三被告に死刑判決の上告審判決で上告を棄却。死刑が確定
	11日	東日本大地震
	24日	東京地裁 秋葉原無差別殺人事件で被告の男に死刑判決
	同日	金沢地裁 08年神社境内で7人殺傷の男に身心耗弱状態を認め懲役30年の判決
4月	12日	名古屋高裁 07年インターネットで知り合った男3人組に殺害された女性の闇バイト事件の2人の男の控訴審判決で1人の死刑判決を破棄して2人に無期懲役
	19日	最高裁 99年宮崎県で交通詐欺事件の共犯者2人を殺害した男の上告審判決があり死刑確定
5月	18日	京都地裁 08年高校1年生の女子生徒が殺され殺人、強制わいせつ致死に問われた事件で状況証拠で犯行を認定した男に無期判決
	21日	裁判員裁判制度 施行から2年を迎える
	27日	山口・下関市 10年六歳の女児が殺された事件で母親の元交際相手の男殺人・死体遺棄容疑で逮捕
6月	17日	東京高裁 東京歌舞伎町のマッサージ店経営者強盗殺人罪を問われ裁判員裁判として初の死刑判決を受けた被告が東京高裁への控訴を取り下げ死刑が確定した。裁判員裁判での死刑確定は初めて
	同日	横浜地裁 川崎市でアパート大家ら3人を刺殺した男に判裁判員裁判では6例目の死刑判決
	21日	静岡地裁沼津支部交際女性と妻を殺害し強盗殺人、殺人罪に問われた男に裁判員裁判では7例目の死刑判決
	30日	千葉地裁千葉大学生殺害事件で強盗殺人罪に問われた男の裁判員裁判があり死刑判決。1人殺害の被告への死刑判決は異例
7月	20日	埼玉地裁 養子縁組した女性とおじを殺害した男に無期懲役の判決
	21日	97年東京電力女性社員殺害事件で無期確定のネパール人の再審請求審の可能性
	同日	千葉地裁07年英会話学校講師の英国人女性を殺害したとして殺人、強姦致死、死体遺棄罪に問われた男に無期判決
	26日	大阪高裁 08年個室ビデオ店放火殺人事件の控訴審判決があり被告の控訴を棄却し、2審も死刑判決

お願い

新しい経済補償制度確立に向けて研究調査にご協力ください

新しい経済補償制度の確立のための研究調査をしております。犯罪被害に遭ったことにより、生活が経済的に困っている被害者・遺族の方はあすの会までご連絡ください。

死刑確定判決の出ている遺族の方々の意見交換会の開催を企画しています

第11回大会において、第2決議として「死刑制度の廃止ないし執行の停止には反対であり、死刑制度を存続させるべきである」と決議しました。国民の85%が死刑制度の存続を支持しているにもかかわらず、現状は死刑の執行はモラトリアム（一時停止）状態にあります。これは死刑執行が時の法務大臣の思想、信条によって司法の死刑判決を行政が無視することで生じた違法状態であり法治国家としてあるまじきことです。私たちはこのような状態を看過すべきでないと考え、死刑確定の判決がでている遺族の方々の意見交換の開催を企画しています。ぜひあすの会までご連絡ください。